

下呂市男女共同参画プラン（第4次）

下呂市家庭等における暴力防止 及び 被害者保護に関する基本計画（第3次）

令和2年度～令和11年度

1 プラン策定の趣旨

下呂市では、平成17年に策定した下呂市男女共同参画プラン「ともに創ろう！あったか下呂市」に基づき、男女が思いやりをもって歩む、あたたかいまちづくりを進めて参りました。平成22年には第2次プランを、平成23年には「家庭等における暴力防止及び被害者保護に関する基本計画」、平成27年に策定した第3次プランでは男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策に取り組んできた結果、第2次下呂市総合計画に位置付けた成果指標の目標を大幅に上回ることができました。

【成果指標】：下呂市において男女平等の社会づくりが進んでいると感じる市民の割合

平成27年（策定時）	平成30年（目標）	令和6年（目標）	平成30年（実績）
6.7%	30%	50%	46%

これは、プランの事業評価においても高評価を得ている学校教育現場での学習機会の提供や、人権尊重意識と思いやりの心を醸成する取り組み、妊娠時からの両親への支援の充実等の施策に加え、社会全体でジェンダーフリーに対する考え方が浸透してきたことから、とりわけ「若い世代を中心に男女共同参画の意識が強い」というご意見を、下呂市男女共同参画推進懇話会委員の皆様からもいただいております。

意識改革は着実に進んでいます。

今後は、男女を問わず、あらゆる分野において社会進出し易い環境や支援を充実させて、官民協働で本市が直面する様々な課題に対応し、持続可能な社会を形成していくための施策に取り組んで参ります。

また、配偶者やパートナーからの暴力（DV）、家庭内での児童虐待を未然に防ぐ取り組み、及び被害を受け苦しんでいる方たちが相談しやすい環境、体制づくりを継続します。

本プランは、こうした状況を踏まえて、本市での男女共同参画社会づくりを進めていくための指針として策定します。

2 プランの位置付け

本プランは、本市の行動計画として示すもので、「男女共同参画社会基本法」及び国の「第4次男女共同参画基本計画」や「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」、本市の上位計画及び関係諸計画との整合性を図り策定します。

この計画中の「4 プランの推進 ③人権が尊重される環境整備」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけます。

計画の期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化等により、新たに盛り込むべき事由が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

3 プランの基本理念

「ともに創ろう！あったか下呂市」

市民一人一人が性別にかかわらず人権が等しく尊重され、社会のあらゆる場面で個人としてそれぞれの能力を十分発揮して自分らしく生きられる社会をめざします。

4 プランの推進

市、事業者その他団体等が緊密に連携し、男女共同参画社会形成のための施策・対策を一体的に推進していくため、以下の体制の下に取り組みを進めます。

○下呂市男女共同参画行政推進委員会による、プラン実現における庁内方針の決定

○関係部局との連携による施策の総合的・体系的な実施

○下呂市男女共同参画推進懇話会の意見聴取

① 市政役員などへ参画しやすい環境づくり

- 審議会役員など決定過程における女性参画の推進

② 女性の希望に応じたキャリアアップに向けた支援

- 一旦仕事を離れた後、再び仕事に就こうとする女性等の支援の推進

③ 人権が尊重される環境整備 下呂市DV対策基本計画（第3次）

- 家庭等におけるDV根絶のための対策の推進

・DV相談窓口の充実 ・DV根絶に向けた広報活動 ・市民相談窓口の情報提供
・関係機関との連携によるDV被害者保護・支援

- 子どもへの暴力根絶のための対策の推進

・子どもの虐待防止（早期発見、対策体制整備の充実） ・子どもの人権擁護啓発活動
・児童虐待の防止、根絶に向けた保護者への啓発 ・被害にあった子どもと保護者からの相談受付

④ ワークライフバランスの実現

- 下呂市職員の次世代育成支援行動計画の推進

下呂市 市長公室 市民活動推進課

〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地

電話：0576-24-2222 FAX：0576-25-3250

策定 令和2年3月